

適正規模・適正配置

1. 望ましい学校規模
2. 通学距離・通学手段

1. 適正規模について

(1) 国の基準

学校教育法施行規則 第41条

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

・同第79条において中学校にも準用

解説：学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものです。

出典：文部科学省（2015.1）「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」



	小学校	中学校	義務教育学校
適正規模	1学校あたり 12～18学級 (1学年あたり2～3学級)	1学校あたり 12～18学級 (1学年あたり4～6学級)	学級数が 18学級～27学級 以下を標準とする

※ 地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

追記：「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(文部科学省:平成27年1月27日)においては、【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】において、中学校は9～11学級を「全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模」としています。

(2) 1学級あたりの人数

- 公立小・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)(以下、「法律」という。)で示されている学級編制を基準として、都道府県の教育委員会が定めることとされています。
- 静岡県の学級編制基準は、静岡式35人学級編制を導入しており、小学校・中学校の学級人数について、1クラス25人の下限を撤廃し、36人以上の学級を解消することとしています。

【静岡県の学級編制基準】

●小学校

校種	学年	1学級の児童数
小学校	1～6学年	35人

●中学校

校種	学年	1学級の生徒数
中学校	1～3学年	35人

<参考>

- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第14号)により、令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人としてきました。

【小学校】

(35人学級への移行経過措置)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- 令和6年12月、政府が公立小学校で実施している「35人学級」を中学校でも導入する方針を固め、令和8年度から3年をかけて中1から順次導入していきます。

【中学校】

(35人学級への移行経過措置)

年度	R8	R9	R10
学年	中1	中2	中3

1. 適正規模について

(3) 本市における望ましい学校規模（富士市立小中学校 適正規模・適正配置基本方針 令和2年6月）】

【方針】

- 多様なものの見方や考え方に触れる機会や、人間関係の広がり等を重視した教育を推進するため、適正な学校規模を確保し、子ども同士の学び合いや、切磋琢磨し合う場を適切に提供することが、豊かな学びを継続・維持することにつながると考えます。
- そのため、小学校では、まず複式学級を解消するため、少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でのクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置したりするためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいと考えます。
- また、中学校についても、全学年でクラス替えを可能とし、学級の枠を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置したりするためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、各教科の教員をバランスよく配置し、学習指導の充実を図るためには、9学級以上を確保することが望ましいと考えます。

● 望ましい小学校の規模

12学級以上で24学級を超えない範囲（特別支援学級を除き各学年2～4学級）

● 望ましい中学校の規模

9学級以上で18学級を超えない範囲（特別支援学級を除き各学年3～6学級）

(参考) 県内他市の適正規模基準

①小学校

	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
静岡市	5学級以下 (複式学級を有する)	6学級～11学級	12学級～24学級	25学級～30学級	31学級以上
浜松市	5学級以下	6学級	12学級～24学級	25学級～30学級	31学級以上
富士市	-	-	12学級～24学級	-	-
沼津市	-	-	12学級～24学級	-	-
磐田市	-	-	-	-	-
藤枝市	-	-	-	-	-
焼津市	-	-	-	-	-
富士宮市	-	-	12学級以上 (1学年2学級以上)	-	-
掛川市	-	-	12学級～18学級 (1学年2学級～3学級)	-	-
三島市	-	-	-	-	-

②中学校

	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
静岡市	5学級以下 (各学年2学級を有しない)	6学級～11学級	12学級～24学級	25学級～30学級	31学級以上
浜松市	5学級以下	6学級	12学級～18学級	25学級～30学級	31学級以上
富士市	-	-	9学級～18学級	-	-
沼津市	-	-	9学級～18学級	-	-
磐田市	-	-	-	-	-
藤枝市	-	-	-	-	-
焼津市	-	-	-	-	-
富士宮市	-	-	6学級以上 (1学年2学級以上)	-	-
掛川市	-	-	9学級～15学級 (1学年3学級～5学級)	-	-
三島市	-	-	-	-	-

※「-」は、記述されていない

1. 適正規模について

(4) 学校規模によるメリット／デメリット

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【学習面】	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
		<ul style="list-style-type: none"> 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 	
【生活面】	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 異学年間の縦の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
【学校運営面・財政面】	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 学校が一体となって活動しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 校務分掌を組織的に行きやすい。 出張、研修等に参加しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

出典：文部科学省中央教育審議会 小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第8回）平成20年12月2日 配付資料 より作成
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8205945/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/038/siryu/08120806/001.htm

富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針 主な改定部（適正規模に係る部分に限る。）（案）

改定前	改定後
<p>P 7</p> <p>国の示す小・中学校の適正規模・適正配置</p> <p>(1) 小学校の適正規模 12 学級以上で 18 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 2～3 学級)</p> <p>(2) 中学校の適正規模 12 学級以上で 18 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 4～6 学級)</p> <p>(3) 小・中学校の適正配置 通学距離…小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内 通学時間…小・中学校ともに、おおむね 1 時間以内</p>	<p>P 7</p> <p>国の示す小・中学校の適正規模・適正配置</p> <p>(1) 小学校の適正規模 12 学級以上で 18 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 2～3 学級)</p> <p>(2) 中学校の適正規模 12 学級以上で 18 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 4～6 学級)</p> <p>(3) <u>義務教育学校の適正規模</u> <u>18 学級以上で 27 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 2～3 学級)</u></p> <p>(4) 小・中学校の適正配置 通学距離…小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内 通学時間…小・中学校ともに、おおむね 1 時間以内</p>
<p>P8</p> <p>4 本市における望ましい学校規模と配置条件について (中略)</p> <p>(1) 方針 多様なものの見方や考え方に触れる機会や、人間関係の広がり等を重視した教育を推進するため、適正な学校規模を確保し、子ども同士の学び合いや、切磋琢磨し合う場を適切に提供することが、豊かな学びを継続・維持することにつながると考えます。 そのため、小学校では、まず複式学級を解消するため、少なくとも 1 学年 1 学級以上（6 学級以上）であることが必要となります。また、全学年でのクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置したりするためには 1 学年 2 学級以上（12 学級以上）あることが望ましいと考えます。</p>	<p>P8</p> <p>4 本市における望ましい学校規模と配置条件について (中略)</p> <p>(1) 方針 多様なものの見方や考え方に触れる機会や、人間関係の広がり等を重視した教育を推進するため、適正な学校規模を確保し、子ども同士の学び合いや、切磋琢磨し合う場を適切に提供することが、豊かな学びを継続・維持することにつながると考えます。 そのため、小学校では、まず複式学級を解消するため、少なくとも 1 学年 1 学級以上（6 学級以上）であることが必要となります。また、全学年でのクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置したりするためには 1 学年 2 学級以上（12 学級以上）あることが望ましいと考えます。</p>

また、中学校についても、全学年でクラス替えを可能とし、学級の枠を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置したりするためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、各教科の教員をバランスよく配置し、学習指導の充実を図るためには、9学級以上を確保することが望ましいと考えます。

P9

以上のことから、適正な学校規模を確保するため、児童生徒数の著しい減少等による早急な教育環境の改善が必要な地域については、教育の質の更なる充実を図ることを目的とし、地域の実情に応じた、学校規模・学校配置の適正化に関する検討を進め、より良い教育環境の整備を段階的に図ります。

また、その際は、9年間の系統的な教育課程を編成・実施する小中一貫教育の更なる充実を図るため、施設一体型の校舎改築も視野に入れ検討を進めます。

(2) 望ましい小学校の規模

12学級以上で24学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年2～4学級)

(省略)

(3) 望ましい中学校の規模

9学級以上で18学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年3～6学級)

(省略)

また、中学校についても、全学年でクラス替えを可能とし、学級の枠を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置したりするためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、各教科の教員をバランスよく配置し、学習指導の充実を図るためには、9学級以上を確保することが望ましいと考えます。

さらに、義務教育学校については、集団教育による社会性の育成、多様な友人関係の構築、教職員配置の安定化による教育の質の確保をしつつ、教員の配置について中学校と異なり前期課程との融通を効かせることができることから、小学校と同様に1学年2学級以上（18学級以上）あることが望ましいと考えます。

P9

以上のことから、適正な学校規模を確保するため、児童生徒数の著しい減少等による早急な教育環境の改善が必要な地域については、教育の質の更なる充実を図ることを目的とし、地域の実情に応じた、学校規模・学校配置の適正化に関する検討を進め、より良い教育環境の整備を段階的に図ります。

また、その際は、9年間の系統的な教育課程を編成・実施する小中一貫教育の更なる充実を図るため、施設一体型での校舎の改修又は改築による義務教育学校化等も視野に入れ検討を進めます。

(2) 望ましい小学校の規模

12学級以上で24学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年2～4学級)

(省略)

(3) 望ましい中学校の規模

9学級以上で18学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年3～6学級)

(省略)

(4) 望ましい義務教育学校の規模

18学級以上で36学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年2～4学級)

全学年でのクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編成することができ、同学年に複数の教員の配置を可能にするためには1学年に2学級以上(18学級以上)あることが望ましいと考えます。

また、国は、18学級以上27学級以下(各学年2～3学級)を標準としています
が、本市においては、小学校に考え方を合わせ、18学級以上で36学級を超えない
範囲(各学年2～4学級)が望ましい学校規模であると考えます。

2. 適正配置について

(1) 国の基準（通学距離・通学時間）

通学距離による考え方

- ✓ 文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によると、学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であると示されています。
- ✓ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、公立小・中学校の徒歩または自転車による通学距離について、「小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内」と定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

通学時間による考え方

- ✓ 文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、スクールバスや公共交通機関を活用した自治体の事例が増えていることを踏まえ、通学時間の観点からも各市町村の基準をもとにした検討を行っています。この結果では、通学時間は「おおむね1時間以内」を一応の目安とし、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当とされています。



		小学校	中学校
適正配置	通学距離	4 km以内	6 km以内
	通学時間	1 時間以内	1 時間以内

※ 地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(2) 本市における望ましい配置条件（富士市立小中学校 適正規模・適正配置基本方針 令和2年6月）】

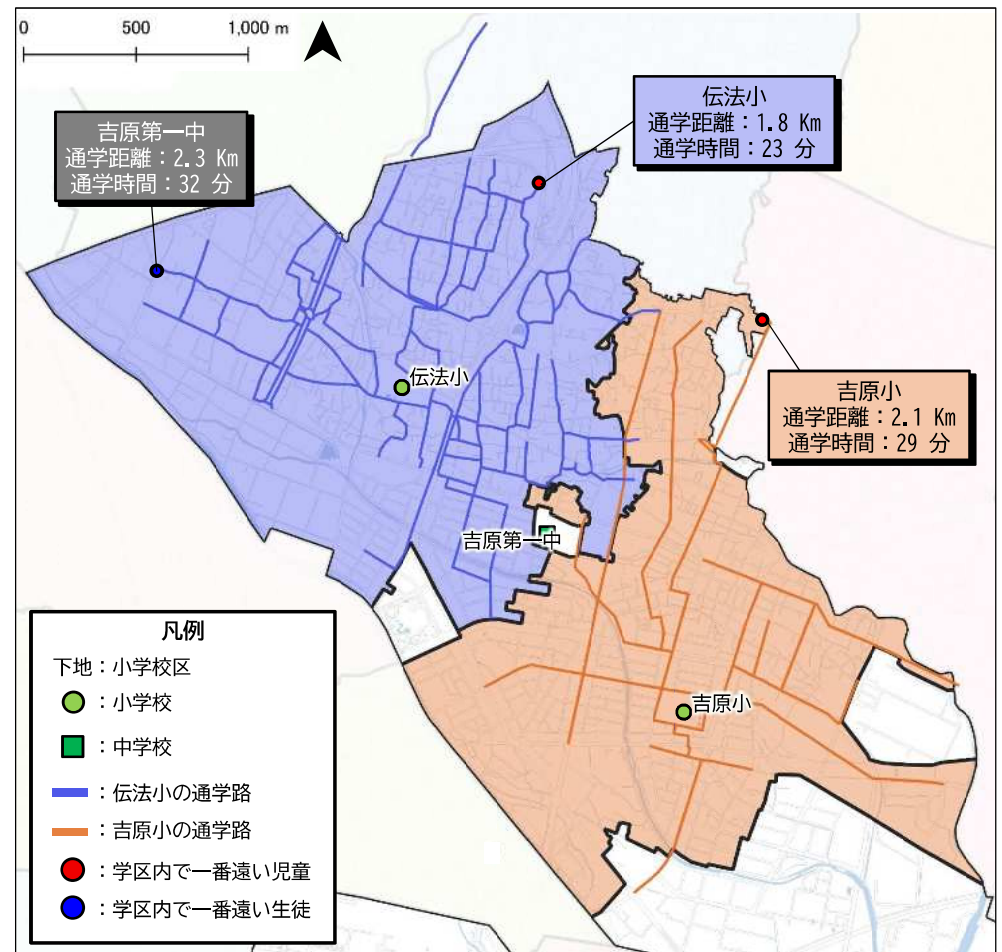
● 小・中学校の配置条件

通学距離・・・小学校はおおむね4 km以内、中学校はおおむね6 km以内

又は

通学時間・・・小中学校ともに（徒歩、自転車、交通機関等を利用した場合を含めて）おおむね1 時間以内

(3) 現状の通学区域（吉原第一中学校区）



※：通学距離及び通学時間は「Googleマップ」より

2. 適正配置について

(4) 学校から一番遠い通学通学場所の通学距離と通学時間

小学校	学校から一番遠い通学場所	
	通学距離 (km)	通学時間 (分)
吉原小	2.1	29
今泉小	2.3	30
伝法小	1.8	23
神戸小	2.6	33
元吉原小	3.4	46
東小	1.1	15
須津小	1.9	27
吉永第一小	2.1	29
吉永第二小	1.6	21
原田小	1.8	23
大淵第一小	2.5	40
富士第一小	2.6	36
富士第二小	2.1	29
田子浦小	2.4	33
岩松小	2.0	28
鷹岡小	2.8	35
広見小	1.3	20
丘小	2.1	32
富士見台小	1.3	19
富士南小	2.0	29
天間小	2.6	33
岩松北小	1.6	21
富士中央小	2.1	29
青葉台小	1.8	27
富士川第一小	2.1	31
富士川第二小	1.6	23

中学校	学校から一番遠い通学場所	
	通学距離 (km)	通学時間 (分)
吉原第一中	2.3	32
吉原第二中	3.7	47
吉原第三中	2.6	37
元吉原中	4.6	62
須津中	3.7	52
大淵中	2.4	39
富士中	3.2	46
田子浦中	2.4	33
岩松中	2.1	29
富士南中	2.0	29
鷹岡中	2.5	32
岳陽中	2.2	27
吉原北中	2.9	38
富士川第一中	2.3	32
富士川第二中	1.3	19

(参考) 県内他市の通学距離・通学時間の基準

	通学距離		通学時間		備考
	小学校	中学校	小学校	中学校	
静岡市	4 km以内	6 km以内	おおむね1時間以内 (適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つことが前提)		国の指針を参考基準として挙げており、市独自の基準を定めている訳ではない。
浜松市	おおむね 4 km以内	おおむね 6 km以内	おおむね1時間以内 (徒歩、自転車、公共交通機関等を利用した場合を含めて)		-
富士市			おおむね1時間以内 (通学手段によらず)		-
沼津市					-
富士宮市			おおむね1時間以内		国の指針を参考基準として挙げており、市独自の基準を定めている訳ではない。

※：通学距離及び通学時間は「Googleマップ」より

富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針 主な改定部（適正配置に係る部分に限る。）（案）

改定前	改定後
<p>P10</p> <p>通学距離…小学校はおおむね4 km 以内、中学校はおおむね6 km 以内 _____</p> <p>_____</p> <p>又は</p> <p>通学時間…<u>小中学校</u> _____ ともに（徒歩、自転車、交通機関等を利用した場合を含めて） おおむね1時間以内</p>	<p>P10</p> <p>通学距離…小学校はおおむね4 km 以内、中学校はおおむね6 km 以内、<u>義務教育学校</u>はおおむね6 km 以内</p> <p>又は</p> <p>通学時間…<u>小中義務教育学校</u> _____ ともに（徒歩、自転車、交通機関等を利用した場合を含めて） おおむね1時間以内</p>
<p>「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する施行令第4条」及び、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に定められている通学距離と通学時間については、本市においても適正であると考えます。ただし、通学時間については、おおむね1時間以内とするものの、学校毎に通学環境が異なるため、児童生徒の年齢差や通学路の状況、通学方法等、多角的に検証し、各学校における安全・安心な通学時間について検討します。</p>	<p>「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する施行令第4条」及び、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に定められている通学距離と通学時間については、本市においても適正であると考えます。ただし、通学時間については、おおむね1時間以内とするものの、学校毎に通学環境が異なるため、児童生徒の年齢差や通学路の状況、通学方法等、多角的に検証し、各学校における安全・安心な通学時間について検討します。</p> <p><u>特に義務教育学校においては、前期課程の通学距離が小学校と比較して長くなることとなるため、検討に当たっては特に配慮を要します。</u></p>
<p>P12</p> <p>6 適正化の推進に当たって配慮すべき点等（中略）</p> <p>○適正化後の児童生徒の通学に関しては、通学路の変更に伴い、道路事情等の通学路の安全性に十分配慮するとともに、安全性を高めるための必要な対策について、学校をはじめ保護者や地域住民、関係機関との調整を図ります。また、安全な通学方法の確保についての検討も進めます。</p> <p>○適正化により児童生徒の通学距離や通学時間が一定条件を超えた場合は、「富士市遠距離通学児童生徒通学費補助事業」に<u>基づき、通学費の援助</u> _____ を検討します。</p>	<p>P12</p> <p>6 適正化の推進に当たって配慮すべき点等（中略）</p> <p>○適正化後の児童生徒の通学に関しては、通学路の変更に伴い、道路事情等の通学路の安全性に十分配慮するとともに、安全性を高めるための必要な対策について、学校をはじめ保護者や地域住民、関係機関との調整を図ります。また、安全な通学方法の確保についての検討も進めます。</p> <p>○適正化により児童生徒の通学距離や通学時間が一定条件を超えた場合は、「富士市遠距離通学児童生徒通学費補助事業」に<u>基づく通学費の援助や徒歩以外の交通手段等の支援</u>を検討します。</p>